

第 5182 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 3月11日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 医療費控除と医薬品

Q：医療費控除の対象になる医薬品には、どのようなものがありますか？

A：治療又は療養に必要なものが医療費控除の対象になります。

【解説】

医薬品の購入費用で医療費控除の対象になるものは、治療又は療養に必要なもので、かつ、その病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とされています。

したがって、たとえば、薬局や薬店などで市販されている一般的な風邪薬のようなものであれば、医師の処方や指示がなくても医療費控除の対象になりますが、ビタミン剤や漢方薬などのように、治療又は療養のための効能のほか、疾病の予防や健康の増進という効能もあるものについては、その費用が治療又は療養に必要なものでなければ医療費控除の対象にすることはできません。

また、高血圧症などの場合で、食事療法を医師の指示により行うために購入した食品等の費用は、治療又は療養に必要な医薬品の購入に該当しませんし、また、医師による診療等を受けるため直接必要な費用にも該当しませんので、医療費控除の対象とすることはできません。

